

75歳未満の老人保健受給者の方へ

後期高齢者医療制度への加入確認について

老人保健は平成20年4月から後期高齢者医療へと制度が変わり、老人保健の受給者は、後期高齢者医療の被保険者になります。後期高齢者医療の被保険者になると、それまで加入していた健康保険を抜けて、後期高齢者医療の保険料を負担することになります。

この制度改正に伴い、老人保健法の障害認定を受けている昭和8年5月1日以降に生まれた受給者の方は、それまで加入していた健康保険を継続するか、後期高齢者医療へ加入するかを選ぶことができます。

該当する方には、制度移行後の後期高齢者医療へ加入するかどうかを確認する書類を送付しました。期限までに忘れずに手続きしてください。

手続き期限…12月28日(金) (必着。郵送可)

後期高齢者医療の保険料は、介護保険のように年金からの天引き（特別徴収）となります。1月以降に手続きした場合は、後期高齢者医療の被保険者でなくなっても4月の年金から保険料が、いったん天引きされます。後日、還付の手続きが必要になりますので、ご注意ください。

老人保健法の障害認定について

65歳以上で一定の障害のある方は、申請して認定されると老人保健法による医療の受給者となります。老人保健の受給者になると、川越市重度心身障害者医療費の受給方法が変わります。市内の医療機関を受診した場合も一部負担金を支払うようになりますが、市外で受診した場合の医療費支給申請の必要はなくなります。

障害の一般認定基準

老人保健では申請のあった日の翌月1日（申請が1日の場合はその日）から、後期高齢者医療では埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した日から適用されます。

対象…身体障害者手帳1～3級および4級の一部▶療育手帳①またはA▶精神障害者保健福祉手帳1・2級▶障害年金1・2級

老人保健の受給者でなくなる際のご注意

障害年金1・2級の裁定、または精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けて、老人保健法により障害認定されている川越市重度心身障害者医療費の受給者の方は、老人保健の受給者でなくなると同時に同障害者医療費の受給資格もなくなり、医療費の還付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、後期高齢者医療制度への移行に伴い、障害者医療費の支給方法に変更が生じた場合には、広報川越などでお知らせします。

*保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定します。詳しくは、12月25日発行の広報川越をご覧ください。

問い合わせ…医療助成課・TEL224-5842

償却資産の申告を お願いいたします

償却資産の申告

個人や法人で、農業・商店・工場・アパート・駐車場などを経営している方は、平成二十年度の償却資産の申告

をお願いします。

償却資産とは、事業のために用いる機械・器具・備品などの事業用資産（土地・家屋・借入れ資産を除く）のことで、固定資産税の対象になります。

償却資産の所有者は、毎年

一月一日現在の所有状況について、その種類・名称・取得年月・取得価額・耐用年数などを、その資産の所在する市町村長に申告する必要があります。

また、申告書の代わりにはガキが届いた方で、平成十九年中に資産が増加または

減少した場合にも、申告が必要になります。詳しくはお尋ねください。

申告期限・場所…1月31日(木)までに資産税課（本庁舎二階）

問い合わせ…資産税課管理担当・TEL224-5642

川越市プール維持管理
指導要綱の
一部改正について
意見を募集します

市では、プールの適切な維持管理を推進するため、川越市プール維持管理指導要綱の一部改正案に対する意見を募集します。

頂いた意見を参考にして、同要綱を改正します。

募集期間…12月10日(月)～1月10日(木)

対象…市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

閲覧場所…食品・環境衛生課（保健所一階）・政策企画課（本庁舎四階）

提出方法…住所・氏名・連絡先（電話番号など）を明記し、〒350-1104小

ケ谷八一七-1・川越市保健所食品・環境衛生課に持参（郵送・ファクス可）

*市のホームページからも、提出できます。

問い合わせ…食品・環境衛生課・TEL227-5103
FAX224-2262

新潟県中越沖地震 派遣活動リポート・最終回

柏崎市での応急危険度判定活動

埼玉県災害対策本部からの派遣要請を受け、県・市の職員と民間業者を合わせた四十六人が、新潟県柏崎市で応急危険度判定活動を行いました。

応急危険度判定という活動は、被災した建物について余震などによる倒壊や転倒の危険性を判定し、その建物の危険性を知らせることで、二次的災害を防止することを目的としています。調査した建物には、結果に応じて「調査済」(緑)、「要注意」(黄)、「危険」(赤)という判定ステッカーがはられます。

柏崎市の中心部に入ると、倒壊・半壊している建物も多く見られました。特に目立ったのは、市街地にある古い建物の倒壊です。土壁で重い屋根の建物は、全壊となっているものがほとんどでした。

判定活動は、判定士二人が一チームとなり、十地区に分けて行いました。私たちが担当した地区は、ここ数年に建てられた住宅が多かったためか、建物自体の被害が深刻な物は少なかったように思いました。それでも、被災した方々は自分の住む家に不安を感じているため、判定結果への関心はたいへん高いものでした。私たち四十六人がその日に行った判定活動の結果は、調査建物総数三百六十六棟で、その内訳は「調査済」二百三十一棟、「要注意」八十一棟、「危険」五十四棟となりました。

判定結果は、建物所有者や管理者に精神的な影響を与えるものです。私たちの活動範囲には限られたものがありますが、判定結果をお知らせすることで、そうした方々の不安を少しでも和らげることができると実感しました。応急危険度判定により、建物の状況を伝えることの重要性をあらためて実感することができました。

建築指導課技師・栗原さち代

工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、十二月三十一日を基準日として、全国一斉に「平成十九年工業統計調査」を実施します。

調査は、製造業の事業所を対象に、その活動実態を明らか

かにすることを目的として行われます。その結果は、国や都道府県の施策立案の基礎資料となります。

調査した内容は統計を作る目的にだけ用いられ、それ以外の目的には使用されません。後日、県知事が任命した調査員が対象事業所を訪問

し、調査票を配布・回収します。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

調査期間：12月中旬から1月中旬

問い合わせ：情報統計課・TEL

224-5561

たくさんのご応募ありがとうございました！ マイバッグキャンペーンの実施結果をお知らせします

問い合わせ…資源循環推進課・TEL224-5908

「買い物」という身近な行動からマイバッグの利用を呼びかけ、ごみの減量と資源の有効活用を促進することで、環境にやさしいライフスタイルにつなげていくことを目的に、10月1日から1か月間、マイバッグキャンペーンを実施しました。

皆様のご協力により、総数8,213通（オリジナルマイバッグ6,533通・オリジナル風呂敷1,680通）の応募がありました。厳正な抽せんの結果、マイバッグに400人・風呂敷に200人の方が当せんしました。当せんの発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

このキャンペーンでは、約236,000枚のレジ袋が節約できました。これは、20ℓの灯油タンク約215.5個分の石油を節約したことになります。1年で、2,586個分の灯油タンクに相当します。キャンペーン終了後も引き続き、マイバッグ持参・ごみの減量にご協力ください。

●オリジナルマイバッグ・オリジナル風呂敷を販売します

販売期間…12月20日(木)～（なくなりしだい終了します） 販売場所…資源循環推進課（本庁舎5階）

販売数…①オリジナルマイバッグ=300枚
②オリジナル風呂敷=100枚（いずれもペットボトル再生樹脂を使用）

価格…①300円②500円



①オリジナルマイバッグ
(35センチ×40センチ×11センチ)



②オリジナル風呂敷
(70センチ×70センチ)